

第十三回国会 運輸委員會會議錄第十六号

(五〇五)

昭和二十七年三月二十九日(土曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 岡村利右衛門君

理事 澤澤富次郎君 理事 滿尾 君亮君

理事 淺沼相次郎君

大澤嘉平治君

尾崎 末吉君

玉置 信一君

島山 鶴吉君

熊本 虎三君

出席國務大臣

運輸大臣 村上 義一君

出席政府委員

運輸事務官(鐵道監督局長) 荒木茂久二君

海上保安庁長官 柳澤 米吉君

委員外の出席者

日本国有鐵道總裁 長崎惣之助君

專門員 岩村 勝君

專門員 堤 正威君

三月二十九日

委員江崎一治君辭任につき、その補

欠として柳澤米吉君が議長の指名

で委員に選任された。

三月二十八日

飯山、新井間鐵道敷設の請願(田中

彰治君紹介)(第一七五四号)

網光局設置に関する請願(押谷富三

君紹介)(第一七七三号)

向山駅を貨物取扱所に昇格の請願

(山崎岩男君紹介)(第一七九四号)

小型貨物自動車運送營業免許の簡易

化に関する請願(宮崎靖君紹介)(第

一八二一号)

同(青柳一郎君紹介)(第一八二三号)

同(根本龍太郎君紹介)(第一八二三

号)

天塩沿岸鐵道敷設促進の請願(玉置

信一君紹介)(第一八二四号)

石城、高山間鐵道敷設の請願(高橋

英吉君紹介)(第一八二五号)

新潟県に日本海海運局設置に関する

請願(渡邊良夫君紹介)(第一八二六

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

新線建設に関する件

海上保安庁法の一部改正に關し説明

聴取

○岡村委員長 これより會議を開きま

す。

新線建設に関する件につき、調査を

進めます。質疑の通告がありますの

で、これを許します。前田君。

○前田(輔)委員 本日は國鉄總裁の御

出席を得ましたので、この際新線建設

に關連いたしまして、二、三の御質問

をいたしたいと存じます。

最近自立經濟達成のため、國土の總

合開發による國土の有効利用、食糧、

原料等の自給度の向上等が、重要な

國策として取上げられておるのであり

ますが、國土の開發を促進し、かつま

た經濟活動の基盤をなすものは鐵道で

あります。戦後鐵道新線の建設はまづ

たく停止せられ、昨年に至りようやく

にして津輕、赤穂、窪川三線が建設さ

れたという状態であります。これは、

戰爭によつて荒廃に帰した國鉄を復興

するために全力をあげ、他を顧みろの

余力がなかつた事情から見ても、やむを

得なかつたのであります。平和條

約発効後の新事態に對処しまして、わ

が國の經濟の自立、文化の向上等をは

かるためには、あらゆる困難を克服

して、積極的に新線の建設を行い、鉄

道網の完成を期することが必要である

とわれ／＼は考えるのであります。し

かも一方鐵道新線の建設に對する要望

は、今や國民の聲であると言つてもさ

しつかえがないのであります。これは

國會に對する請願、陳情等によつても

明らかであり、國鉄にも同様な陳情

が多いのではないかと思われるのであ

ります。この間の事情は、總裁におか

れて十分御承知のことと存じます。か

ようなわけで鐵道新線について、二、三

お尋ねいたしまして、今後の施策に資

したいと考える次第であります。

まず第一に、鐵道新線建設計画は、

どういふ順序、過程を経て企画せられ

るかという点についてお尋ねをいた

したいのであります。鐵道新線建設計

画は、國鉄においてい／＼なデータ

を基礎に勘案して、これを企画した

後、運輸省に許可申請を行い、運輸大臣

はこれについて鐵道建設審議會に諮問

した上、その答申に基いて可否をきめ

るのか。それとも鐵道建設審議會にお

いて、運輸大臣の諮問により、あるい

は審議會独自の立場から、國鉄に對し

所要の資料の提出を求め、それを参考

として建設計画を具體的に立てて運輸

大臣にこれを提出し、大臣は國鉄にこ

れが建設を命ずるのか。大体どういつ

た二つの場合が考えられるのでありま

すが、このいずれであるか、お答えを

願いたいののであります。

○長崎説明員 お答え申し上げます。

法律的なやかましい問題からいいます

と、たゞいま御質問がありましたよう

に、國鉄が認可申請を運輸省に出しま

して、運輸大臣はその認可申請に基い

て審議會に諮問をした上で、認可をき

めるといふこともできると思ひます。

また御承知のように運輸大臣がこうい

う線を建設するのがいい、それが公共

の利益に適合するものであるというふ

うに考えました場合に、審議會に諮問

した上、その建設を命令をするという

ことも考えられるであらうと思ひま

す。しかしながら實際の事情をいたし

ましては、そういう法律的なやかまし

い問題はともかくいたしまして、

内々の話では、運輸大臣と私どものと

ころとお互いに研究をし合ひ、お互い

に資料も提出して、大体こんな線では

なからうかというものを二、三なり四、

五なり選びまして、それを審議會に諮

問した上できまるといふのが、實際の

行き方ではないかと思ひます。實際に

におきましては兩者併用、輔車の關係

でありますから、円満に事を運ぶよう

にというのが本筋ではないかと考えて

おります。

○前田(輔)委員 次に昭和二十七年

度の國鉄予算には、鐵道新線建設費とし

て二十億圓が計上せられておるのであ

りますが、この金額はどういう基礎、

根據から生れ出たのであります。すな

わちA線何億、B線何億、C線何億

というふうに、それ／＼の建設予定線

について建設費を見積つた上、その總

額は計上したもののなか、または来年

度は大体何十億くらいな新線を建設

するとすれば、何億圓は必要であると

いうような總括的な計算のもとに予算

を要求し、予算額が決定した後、その

金額に應じて建設すべき路線を具體的

に審議會決定する方法をとつてゐるの

か、そのいずれでありますか。二十七

年度の建設費は、鐵道建設審議會の答

申を待つて決定されるかに關してはお

尋ねましたが、この決定はたゞいま

お尋ねいたしました二つの場合のいづ

れによるものであるか、この点をいつ

きりお伺ひしたいと存するのであ

ります。

○長崎説明員 御承知のようにかつて

の鐵道省時代におきましては、建設費

は繼續費でございまして、何線々とい

うふうふうに大体の線がきまつて、予算

が盛られております。しかし今回の場

合におきましては、それが決定に至ら

ずして、大体どのくらいの線路という

ような予想で、金額をまず見積りまし

た。これは財政上の都合もいろいろあ

つたやうでございしますが、そういうよ

うなわけで内容たる線路の決定にはま

だ至つておりません。

○前田(輔)委員 次に鐵道敷設法の趣

旨によりますれば、國に必要な鐵道は

日本国有鐵道が敷設することになつて

おるのであります。この使命を果す

ため、国鉄が国としての交通政策上みずから進んで建設すべきであると考え、また建設したいと考えた路線があるかどうか。私にはどうも国鉄当局には独立採算制に拘泥するのあまり、公共性というものを忘却している傾向があるのではないかと考えられるのであります。国鉄は公社となつてから、事に独立採算制を云々するようでありましたが、独立採算制といふことは何れも今に始まつたことではないと考えるのであります。かつてつとめていた特別会計の制度が再び独立採算制であつたことは国鉄の経営について長い経験と卓越した識見をお持ちになつてゐる長崎總裁の言に徴しても明らかであります。特別会計制において行ひ得たことが、独立採算制において困難である。換言すれば独立採算制をとるがゆゑに、採算のとれる路線でなければ建設を回避するといふような態度、方針には、われわれは承服いたしかねるのであります。国の交通政策遂行上ないしは地方開発上建設すべきであるという路線が、国鉄としての立場から当然あつてしかるべきであると考えるのであります。この点について總裁はいかようにお考えになつておりますか、所信をお伺ひいたしたいのであります。

○長崎説明員 ただいま御質問がございましたように、公共企業体になりました結果独立採算制といふことが強く強調されまして、その結果とかく公共性を忘却するといふような種々の御非難がございまして承つております。しかしながら国鉄として承つておりましたは、決してさうな考えを持つておりません。なるほど一本の線路をとりまして、あるいは必ずしも採算のとれないものもあると存じます。しかしながら国鉄の採算制といふものは、そのうち一本の線路についてだけやつておるのではないのであります。私は全体として收支の適合をはからなければならぬものである、これは忘却することではできないと存じます。しかしながら個々の線路につきましても、必ずしもそれに拘泥することなく、国家公共の利益、ことに再建日本の自立建設といふような面におきまして、必要欠くべからざるものは、ある場合においてはそらばんのけたをはずしてまでも、やらなければならぬ場合があると存じます。従ひましてこの敷設法その他につきましても、現在の敷設法によりまする線路だけでもいふん多数に上つておりました、今日まだ建設の域に達していないところがたくさんございまして、新しい線路を敷設法の別表に載せるかどうかといふことは、よほど慎重を期さなければならぬと存じます。しかしながら敷設法といふものは、戦争年にできたものでございまして、戦後の事情その他をくんと勘案して彼此権衡を失しないようになすべきものであると私は考えております。

○前田(補)委員 第二に、現在国鉄において鉄道新線の建設を担当している部局はどこであるか。またその部局と技師長との関係はどうなつておるかといふことについてお伺ひいたしたいのであります。国鉄の事務分掌規程を見ますと、「運輸総局においては鉄道事業及びそれに關する連絡船事業の旅客及び貨物の輸送並びに施設及び車両に關する事務をつかさどる」とありまして、総局内の施設局では、線路、建設物、電力施設及び固定機械施設の建設、改良、保存及び管理に關することをつかさどることになつておるようであります。また技師長の職責は、新線建設、大改良、鉄道電化、電源開発等の基本的な調査を行うことになつております。新線建設に關する経済調査は除かれてゐるようであります。以上によりますと、運輸総局のおもな業務は、旅客及び貨物の輸送であるようでありまして、総局内の施設局の仕事は、輸送に必要な車両及び諸施設の建設、改良等と解釈せられるのであります。ここでお願いしたいのは、この建設の中に新線の建設といふことが含まれてゐるかどうかということでありまして、一応新線の建設といふことも含まれてゐるようになつてゐるものであります。技師長との関係はどういうことになつてゐるか。技師長の方には新線の建設とはつきりうたつてあるのですが、新線建設の基本的調査だけ行つてゐるのか、さらに進んでその調査に基いて具体的な計画、すなわち路線の選定とか、建設費の見積りとか、その他施工上必要なあらゆる事項とか、そういった計画まで立てるのであります。また新線建設に必要な経済調査はどこでやるのか。営業局の地方機關たる営業事務所等でやらせるのか。この点についても御説明願ひたいのであります。

○長崎説明員 ただいままでの実情を申し上げますと、建設の技術的調査は技師長のところにおいてやらせております。それから営業方面の調査は、地方にございまして営業事務所を通じて、営業局がこれをいたしてあります。それから実際の工事の施行は、地方にございまして工事事務所がこれをいたしてあります。今後においても、当分の間はさういふやり方で、地方の工事事務所といふものは私に直屬いたしてありますから、これはそれで行けるのじやないかと考えております。今後の推移によりましては、あるいは建設といふものを担当する部局を設けなければならぬやうな事態になるかも知れませんが、今日においてはまず、それでやつて行けるのじやないかと考えております。

○前田(補)委員 運輸総局の施設局の分掌事務中に、新線の建設といふことが含まれてゐるといたしまして、施設局には線路、建設物の保守とか、電化關係の仕事とか、その他重要な任務があるやうであります。新線の建設といふやうな大仕事を専任するのではなくして、今後支障なくやつて行くだけの能力と自信とがあるかどうか。戦後新線建設がほとんど停止状態にあつたのであります。今後には積極的なこの事業をやつて行かなければならぬ情勢にあるのであります。従つて現在のやうな片手間、片手間と言つてはあつたは語弊があるかも知れませんが、主なる業務でなくして、今後遺憾なきを期し得るかどうか、總裁の所信をお伺ひいたしたい。

○長崎説明員 私、国鉄建設の立場で申し上げます。お説のように現在敷設法にございまして線路といふものは、戦争前の状態に基いてこれを選定されたものでございまして、従ひましてこれにあるいは改善を加へるといふ必要があるやうに存じます。しかしながら敷設法の路線につきましては、私ども常時調査研究を怠らないところでございまして、

ます。しかしながら今お話のごとく、建設費の予算がふえて、さらに積極的に進むということに決定せられれば、それに順応して最善を盡したいと考えっております。

○坪内委員　国鉄総裁も同意見でございますか。

○長崎説明員　まづたく大臣と同じであります。

○坪内委員　そこで次の問題は、同僚前田委員よりもお話があつたのです。が、現在の二十億の新線建設の予算は、この新線建設の仕事の面においては現在の特約で十分だというふうな意見

裁のお話がありました、それはどの程度のものであるか、二十億なら大体現在の持駒でよろしい、しかしこれにかりに五十億、百億となつた場合はその持駒をオーバーして、いわゆる技師長室の植化とか、あるいは建設局の増設とかいうようなものも考えられるでありまして、二十億程度で現在十分であるというお話であるが、かりにこれが五十億、百億になつた場合にはどういうことになるのか、その点ひとつ国鉄総裁にお伺いしたい。

○長崎説明員 人の能力の問題でござ
います。これは数字だけで二十億だ
からこうだ、三十億ならどうなるか、
三十五億ならどうなるかというよう
なこまかい比較はなか／＼むずかしい問
題でございますが、二十億のものが百
億ということになりましたら、これは
よほど考えなければならぬ問題であろ
うと考えます。

十七年度の予算が二十億だから、二十億ぐらゐのものは現在の持駒でいいといふのだけれども、かりにこれが五十

億になつた場合でも現在の持駒でいいのだから、その点を伺いたいので

○長崎説明員 そのらになるとなかなか判断がむずかしいところであり、おそろしく今の倍になりますので、多少人員の建直しをしなくてはならぬかと存じますが、いつて新しい部局でも設けるといふことになり、これはよほど考えなければならぬと思

○坪内委員 その点は、運輸大臣初め国鉄総裁はその道のエキスパートでございすので、慎重を期してやつていただくことと思つてございす、先ほど私が申し上げました通り、これは単なるわれわれのゼスチュアではなくて、将来どうしてもこの鉄道建設というところに、はたして全力を注ぎ、あらゆる困難を克服して実現に邁進したい、かように決意いたしてお

りますので、さういつた心構えを十分いたしていただきたいということを要望しておきます。

次に出先の管理局並びに営業所関係の関連についてお尋ねいたします。すでに新聞その他で御承知の通り、近く総選挙が行われるということになりますと、この新線建設の關係につきましても、選挙の地盤關係その他から、いろいろと複雑な様相を呈して参りますので、特に注意を拂つてもらわなければならぬことは、従来の例からい

は国鉄所管の問題について、出過ぎたやり方をするのが往々あつた。一昨年も鹿児島でさういふ問題が起きてこ

れが大きな問題になりましたが、さういつた情勢下にありますので、さういつた新線計画のこの線は取上げるのだ、あるいはこの線は大体さういふことになるだろうといふことについて、役所部内でもいろいろと研究されることは自由でありましようが、さういふ問題は政治的にも非常に微妙な關係があるもので、将来慎んでいただきたい、か

ように考えておりますので、さういふ点に国鉄総裁は十分ひとつ監視をしていただいて、行き過ぎのないように要望を申し上げる次第でございす、この点について総裁の意見を一言聞いておきたいと思ひます。

○長崎説明員 管理局におきまして新線建設の決定権があるわけでもございせん。また営業事務所におきまして、基礎的な調査はいたしますけれども、新線建設のどこをやるかといふよう

なことに、いつての決定権はさうもなものであります。従ひまして調査その他に關連いたしまして、往々にしてあるいは誤解を招くようなことがあるかも知れませんが、これは誠に慎まなければならぬこととございす。新線建設は運輸大臣の認可にかかつておるのであります、しかもこれは新線建設審議会に諮問の上で初めて決定される問題でございすから、もしさういふ誤解を生ずるようなおそれがありますと、私もさういふことはな

ば、これは誠に戒めなければならぬと思ひます。しかも管理局あるいは営業事務所は、一地方の事情がわかるだけでありまして、全国的にいづれを建設すべきやといふような問題はわかつておられないでございすから、もし誤解がありますればそれは一掃すること

に努力いたしたいと思ひます。

○坪内委員 総裁のお話になつたことは私は百も承知であります。さういつた新線建設の取上げ方が、さういつた段階で採択されるかといふことは十分に承知しておりますので、その点を私が言つたのではない。私が申し

ましたのは、かつてさういつた事実があつたから、局長會議とか営業所の會議その他のときに、さういふ点は厳に慎んでもらいたいといふことを申し上げたのであります。その点はそれで承

了いたします。さらに最後に——あと二点ばかりでございす。先ほど前田委員からもお話をございしましたが、どの線を取上げるといふことにつきましては、それぞれ運輸審議会なり、あるいは国鉄なり、あるいは運輸大臣なり、さういつた關係の機關に諮つて、適正に妥協な線が出ると思つてありますけれども、この新線を取上げることについては、これはあらゆる面に非常に大きな影響がございすので、国鉄といつた

といふような事態も生じて来るのではないかと思つてございす。従つて党内の意向とかさういつた点につきましても、国鉄側では厳然として信するところに向つて、その取捨選択に慎重

を期さなければならぬといふことを考へておりますので、この点は申すまでもないこととありますけれども、さういふ点は断固たる決意をもつて、あらゆる全国の路線については慎重にひとつ臨んでもらいたいといふことを御要望申し上げるのであります、この点

についての要望には御答弁はおりませ

ん。

次に運輸大臣と、これまで総裁にお伺ひしたいのであります、すでに御承知の通り来月の中旬ごろを期して、いよ／＼日本が独立するということに相なりまして、新聞その他でもさういふに発表になつておりますように、米国の駐屯軍が、現在の占領下と違つた様相で軍港ができるか、あるいは軍事基地といふほどでもありませんが、さういつた米軍の根據地がそれ／＼定まつたようであります。これに伴ひまして、国鉄運営の上にこれと關連して何かの影響、支障があるのか、あるいはかつての考え方のように優先的に取扱われるような状態にあるのかといふ点についてお伺ひいたし、さらにまた運輸大臣にはそれと關連して国内の運輸行政について、独立後に米軍の駐屯關係のさういつた場所、これは港湾とかいろいろな關係もあつますが、さういふ点において何か影響があるのかといふようなことについて所見を伺つて、さらに質問を続けたいと思ひます。

○瀧尾委員 建設線につきまして關連質問を若干申し上げたいと思ひます。

第一に国鉄総裁に御答弁をお願いしたいのですが、国鉄の建設線に關し、その建設費を捻出する方法が大体三つあると思ひます。鉄道の益金と鉄道の債券と財政資金、そのほかにもしございしたら教へていただきたさういふ方法、総裁は、将来にわたつてさういふ方法、建設費といふものはいかなる方法によつてまかなうのが最も妥当であり、またさういふ方向に向つて行きたいといふふうにお考えになつておるか、そのお考えをお知らせいただきたさういふ方法、建設費といふものはいかなる方法によつてまかなうのが最も妥当であり、またさういふ方向に向つて行きたいといふふうにお考えになつておるか、そのお考えをお知らせいただきた

○長崎説明員 お答え申し上げます。建設の資金を何によつて調達するかという御質問のうちに承りました。これは抽象的に考えますと、ただいま瀧尾委員から申されましたように、自己資金によるか、借入金によるか、この二つの道しか方法はないと思ひます。しかしそれは答へにならぬのでありまして、實際問題として、近き將來において自己資金によることができるのかといふのが、御質問の御趣意ではないかと存じます。これはもう私が申し上げるまでもなく、瀧尾委員においてよく御承知の通り、今日の国鉄の財政状態は決して裕福ではないのであります。過日米運輸大臣からもる申されております通り、取替あるいは減価償却といふものさへもきわめて十分である。いんや戦時中並びに戦後における施設改善なり、保守なりの面においての欠陥がある。まずそのことをやらなければならぬ。これは借入金によらずして、できるならば自己資金でやりたいといふ状況でございすから、現在の状況より推しまして、近

き将来において自己資金をもつて、建設費をまかなうといふことは、なかなか困難な状態であろうと私は思つております。

○瀧尾委員 益金による方法がむずかしいという事情は私も承知しておりますが、問題は借入金金のうちで鉄道債券というものと、一般会計からする財政資金というもののとの考へ方によるのであります。本年度につきましては、鉄道債券の発行が認められなかつた。実は先般大蔵大臣に当委員会に来ていただいて、その考へもたされたのでありますけれども、大蔵大臣の考への方からすると鉄道債券の見方と、国鉄総裁の考へになつてゐる鉄道債券の見方というもののついで、私はお考へを伺いたい。本年度の二十億には鉄道債券は間に合はなかつた。しかし来年なり再来年なり、近き将来において、鉄道債券というものを繰越はどういうふうに考へておられるか、お考へを承りたい。

○長崎説明員 鉄道債券を発行したいという希望は、私は今日もなお捨てておりません。しかしながら債券を発行できるかどうかというところは、これはまつたく国有鉄道の運営という面だけから見れば行かないのであります。して、国の財政、金融の情勢というやうなものもございまして、これはやはり私としては大蔵大臣に御意見を伺わなければならぬ立場であります。いわゆる鉄道屋としては何とかやつて行けるとしても、財政、金融の面において、まつたく私は無知な者でございますから、やはりこれは大蔵大臣の御意見を伺わなければならぬ、今後においても私は同様に考へております。

○瀧尾委員 建設線の収益性という問題とからんで来るのであります。実はかつての国有鉄道は年に三百キロくらいずつつと建設しておつた歴史がある。五千万円くらいの公債を発行して、建設して行つた。それらの時期においても、建設線というものは決して収益的な線路ではなかつた。総裁のせんだつてのお話のように、もちろん鉄道の収益性というものはきわめて短い時間をもつて論ずべきではない。ことに新線のごときは、最初に多額の資金を投下して、長い間かかつて漸次その線の収益性をつけて来るわけでございますから、これを短時間に見るのは間違ひである。しかしながら同じ不採算の程度にしても、今日の物価の値上り、また近き将来に予想せられる建設線の経済的価格とにらみ合せて、かつての建設線と今日の建設線と比べて、特に今日考へられてゐるものが不採算の程度が高いとお考へになつてゐるかどうか。私もその技術的な見当がよくつかないのですが、工事費の増加と収益性の関係というところは、どういふふうに考へておられるか、お伺いしておきたい。

○長崎説明員 ただいまの御質問は、非常にむずかしい御質問でございますが、これは過去の物価とか運賃とかいふものの当時の一般物価に対する比較の問題もございまして、ただ現在の運賃をもつて過去と比較すること、私は非常に困難ではないかと思ひます。従ひまして、結局これは出て来る物量というものを考へなければならぬ。物量でしよるが、その物量にいたしましても、木材と鉱石とをどう比較するか、いろ／＼私はむずかしい問題

が出て来ると思ひます。ただ今日の運賃をもつていたしますれば、過去のものよりも私は採算がずつと悪くなつておるのではないかと考へております。

○瀧尾委員 今日考へられる新線は、さらに不採算の程度が高いものになつておるといふお話であります。どうしてこの鉄道債券の線へ持つて行かなければならぬ。同じ外部の資力によつても、財政資金をつぎ込んで行くといふことは、やはり一時の変態であつて、鉄道の立場から考へれば鉄道債券の線を確保しなければならぬ。ただいまの総裁の御答弁は、財政及び金融の問題については大蔵大臣にまかせるといふお話でありましたけれども、それでは非常に残念なのであります。私はこの間大蔵大臣に、いろ／＼市立病院のベッドをふやすために起債を認めておる、ところがその町の人に言わせれば、水道や病院よりも先に鉄道を手をつけてもらいたいという要望の方が強いわけでありまして、それにもかからず鉄道の起債を一切認めぬといふことは、はなはだ不都合だといふお話をしたのであります。総裁におかれましては鉄道債券に一段の熱意を示していただかなければ、この建設費の問題というものは好転しない。従つて私は鉄道債券に関する総裁の熱情を非常に期待してやまないものであります。

そこで建設のやり方の問題であります。工事に計画性がなければならぬ。年々コンスタントの分量を建設して行くことが、国鉄にとつて望ましいのではないかと思ひます。予算の立て方もこのところは継続費といふものがなくなつたかうになつてお

りますけれども、これはどうしても事柄の性格から見ても、三年なり五年なりの継続費で仕事をして行かなければならぬと思ふのであります。こういう面については、今後どういふやり方をせられるお考へであるか、お伺いしておきたい。

○長崎説明員 鉄道債券に対する熱情を燃やせといふお話ではありますが、これが私だけの力ではなかつた困難でありますので、瀧尾委員を初め国会の皆さんの御賛同を得ますれば、ぜひひとつしり押しをしていただいて、すみやかなときに実現できるように、私ももとより大いに努力いたします。いろ／＼お知恵なり、お力を借りまして、目的の達成に邁進したいと存じます。

予算の立て方の問題でございますが、まつたく私は瀧尾委員と同感でございます。まつたく、かつてございましてやうな三年なり五年なりの建設費という面を持つて行きたい、そして仕事に計画性を與えたいといふ点はまつたく同感でございます。これまたその実現方について一段と努力を拂つて参りたいと存じます。

○瀧尾委員 次に新線建設の仕事の運び方の問題でございますが、日本国有鉄道法によりまして、新線建設のインシアチーブは現行法に関する限り国鉄の総裁にもつづら存する、運輸大臣の側にはこれはない、私はかように解釈する。しかしてこの新線建設を審議会にかけるという段階がある。これにつきましては、大臣に許可を申請せられる。そして運輸大臣はその申請を許可するにあつて、審議会に諮問せられると

いうことが散説法に書いてある。そこで実際はどういうふうな動いてゐるのか。少くとも今年度の二十億については立往生してゐるやうなかつたので、われ／＼はなはだ遺憾に思つてゐるのであります。国鉄総裁は二十億の予算を片方に計上しておられますが、二十億に該当する新線を研究せられて、案を具して運輸大臣に御申請になつてゐるかどうか。私はかようなプロセスをとることが正しいと信じておりますけれども、どういふ御見解であるか伺つておきたい。

○長崎説明員 先ほど前田委員からも同様の趣旨の御質問がございました。それに対してお答え申し上げたいと思ひます。法律に書いてありますこと、あるいは規則に書いてありますこと、とはいふやうな解釈に相なります。私はその方の權威ではありませんが、私ども、御説のように私の方から運輸大臣に認可申請をいたしまして、しかる上これを鉄道建設審議会にかけ認可するという手だてもございす。しかし一方において、運輸大臣が公共の利益から見まして、この線路をぜひ建設しなければならぬという御見解であられますときには、その命も私は受けますが、そういうやまかましいことはともかくといたしまして、やはり運輸大臣の認可がなければこの建設ができない、また私の方から認可の申請をしなれば、審議会の審議もいらない、三位一体のやうなかつたやうになつております。しかもその間においてさらに大事なことは、運輸大臣と私の方との連絡の問題であると思ひます。従ひましてこれは運輸大臣とよく協議をした上で、案を具して審議

会にかけて、しかし認可申請をして許可され、執行して行くというふうなことであります。今年度の予算は、実は線路はまだきまつておりません。およそどのくらいというふうなことでありまして、内容はまだきまつておりません。

○瀬尾委員 今年度の問題は、予算のきまり方等いろいろな事情がありまして、私は本年度の問題をあまり具体的に追究するのはお気の毒だと思ひますので、追究いたさないことにいたします。しかし日本国有鉄道法の定めるところ、これから年々歳々の新線建設の事務の取進びというものに、一つの定型を與えなければいけないと思ふ。私の考えでは、国鉄總裁が案をつくる、その案に基いて予算を計上する、そして大臣に許可を申請する、その申請のあつたところで、大臣は建設審議会にこれを諮問して可否を決する。これが一つの型であり、原則であると思ふ。してみれば、大体来年度の予算編成は何月ごろに終り、何月までくらいに大体国鉄の總裁は原案をきめ、大臣には何月ごろに申請するか、また従つて大臣はそれについて建設審議会をいつごろ開いて、いつまでには大体目算をつけるのだというふうな、一つの定型ができなければならぬと思ふのであります。さうな慣行をおつくりになる御意思が、大臣並びに總裁にあるかどうか伺ひたい。

○長崎説明員 これは大臣の御意思にもよりますが、私の希望的な一つの見解を申し上げます。ただいま瀬尾委員からお話がございましたように、今年度はいろいろ特殊な事情もあつたのであります。来年度以降におきま

しては、やはりかりに現在の二十億なり、三十億なりというものが、おそらく本年の二十億は来年は倍くらいになるのではないかと思います。その上になおさらに若干の新線がやり得るといふような場合におきましては、予算編成の際にあたりまして、およそこの線というふうなことは腹づもりできまるのではないかと思います。けれどもこれはただこちらの予定でございます。そして、それが認可申請ではないと私は思ひます。やはり実際にその線路の建設に着手する場合に、初めていろいろな設計を付して認可申請をすることになるのではないかと思いますので、それらとこの予算の内容たるおよその予定というものは、非常に違つてゐるのではないかと思います。従ひまして予算を編成すること、即それが認可申請であるとは私は考えておりません。

○玉置(信)委員 関連して伺ひます。私の伺ひしように思つた一部は、ただいま瀬尾委員よりの質疑及び答弁によつて了承いたしました。実は予算審議の際に運輸大臣並びに国鉄總裁に意見を申し述べ、その当時御答弁をいただいたことについて、さらに本日確認をいたしたいという意味において、次のことを伺ひたいと思ひます。

それは二十七年の新線計画は、予算二十億を基礎として一応予定候補線をきめられておるものであります。ただいま總裁の御答弁によりますと、まあこの程度にというところで、大まかなものをそこへ取入れておるやに伺つたのであります。そこでこの前申し上げましたように、新線建設に際しまして、戦争中に線を取りはずした、あ

るいは路面ができておつたというより、第一順位にして申請にとりかかるというふうな何つたのであります。しかしこの前も申し上げましたように、戦前と違ひまして戦後の現在におきましては、いわゆる公共の利益の面、それから国としての産業開発の面を総合した部面から、新線はとりかからなければならぬものであるという信念を持つてゐるものであります。この点に關しましては、大臣ももとよりそうした從來考へておつたような順位においてやるのではない。時代に即応し、現下の国内情勢あるいはその他を勘案してやるのだという御答弁をいただいたのであります。又開するところによりまして、二十億円を基礎とした二十七年新線計画は、依然として前段申し上げたとき順位をもつて、候補線をきめられておるということでありまして、そうなりますと、この前大臣並びに国鉄總裁の御答弁なされたことが、徹底してないやうに思ふのであります。今日なお大臣並びに国鉄總裁は、この前御答弁になりました基本的考へに変更はないものであるかどうか、この点をこの機会にあらためて伺ひたいと思ひます。

○村上國務大臣 建設費の金額にもよりますけれども、とにかく帝國議會當時に予算を付した時の衆議院、貴族院を通過しております。いわゆる建設線、これを尊重しなければならぬこととはもちろん当然のことだと思つております。この線も先刻お話がありましたごとく、相当多数に上つておるものであります。すでに着手した線だけでも相当数に相なつております。これらを再び着工するというためには、二十億ではその金額が僅少である感を深くするのであります。そういう次第であります。しかし建設線以外の予定線中にも、現在着手しております線以上に、あるいは同等に緊要性のある路線がありとしますならば、これは考へなければならぬと思ふのであります。また予定線にも入つていないという路線で、今日の日本の客観情勢上、考慮する必要があるという線がありますれば、もとよりそういう線はきわめて僅少だと信じてますが、やはりこれは例外として考慮をして行かなければならぬと思ふのであります。以前に申し述べました考へと基本的考へは少しもかわつておりません。

○玉置(信)委員 ただいまの運輸大臣の御答弁は一貫してありますので、非常に満足いたしております。そこで先ほど申し上げましたように、二十七年の予算二十億円をもつて着工せんとする今年度の候補地は、又開しますとなるべく金のかからないということに考慮を拂われてゐるやうに伺つてゐるわけでありまして、もとよりコーポレーションという建前上、そうあるべきでありますけれども、私の申し上げることと大臣の御答弁とはまったく一致しておりますので、現在候補地としてあげられてゐる面において、將來もちろん審議会において審議の結果によるといふ御答弁をいただくやうとは思ひますけれども、その点は原案作成の面において固執しないで、現下の国内の治安、あるいは産業開発、その他あらゆる事情を勘案して取捨選択されるべきものであつて、原案として出したものは変更しないのだというふうなことは

ないように行つてくべきであると思ふのであります。国鉄の總裁はこれに對していかうにお考へになりますか、あらためて伺ひたいと思ひます。

○長崎説明員 原案々々というのを申されますが、その原案というものは、さつきからの議論で、運輸省がお出しになるのか私が出すのか、よくわからないのですが、私の知つてゐる範圍内においては、まだ原案もできておらないはずでありますから、できてもおらない原案を固執するということはございせん。玉置委員の仰せになりました御意見、その他の各委員の御意見も十分に尊重いたしまして、私どもは審議に當りたい、かように考へております。

○玉置(信)委員 私の又開したことに反しまして、まだ原案ができていないといふことはきわめて幸ひでありますので、どうかただいまの国鉄總裁の御答弁の方向に向つて善処されんことを要望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○瀬尾委員 私の質問したことに對して、大臣は答弁しないで行かれてしまつた。従つて私は大臣の帰るまでその事項を保留します。私の言いたいことは、結局国鉄の新線の事務を処理する上において、運輸省の方においても、国鉄總裁の御答弁の節々にも、また委員側におきましても、どうも思想の混乱がある。これをすつきりさせませんと、みんなが非常に真剣な問題だけに、いたずらなる紛議が起る。従つてこれから年々歳々のことでありますから、これは一つの方式といひます。大綱をどうしてもつくつておかなければならぬということで、大臣の見解を

求めたいのでありますが、これはお見えになりまして上でお尋ねすることにいたしました。次の問題に移ります。

先ほど建設局をつくらうかという同僚委員からの御意見に對しまして、總裁の御答弁は、量的問題であるという御答弁でありました。確かに量的問題でもありますが、ただいまの二十億という額はわずかでございませうから、結局設ける必要はないという御見解も成り立つ。私はこの問題を申します前提として、実は國務總裁が鉄道の日常の運営をやられるためにいかなる機構をもつておやりになるかは、これはまた總裁の責任でございませうから、私自身としては内部機構についてとか御注文申し上げるような意向は持つておられないのであります。これは總裁が好きなようにやられて、その結論をわれ／＼はいいか悪いかと言えはいいのであります。

〔委員長退席、黒澤委員長代理着席〕

しかしこの建設を担当する部局は、日常のルーティン・ビジネスではなくて、まづたゞ政治的性格を持つていて、部局でございませうから、他の国鉄の内部機構とは多少性格を異にしている。従つて建設局に對する限り、われ／＼国会側からい／＼御注文なり御希望なり申し上げて一向さしつかえなからうと考えて、この説をなすわけでありませう。私は建設局は量だけの問題ではない。量は二十億——今の金の二十億は微々たる金でございませうが、まあそれはよろしい。しかしながら別な角度から申しますと、かような政治的性格を持つていて、国鉄全体の中で最も政治的性格の濃厚な一つの焦点でござい

ますが、この点に對しまして責任を明確にするという意味におきまして、金額はわずかであつても、やはり一部局をお設けになる必要があるのではなからうか。特に国会その他あるいは地方の陳情、政治的な接觸があるに來る。そうするとこれは内部機構だからというふうな簡単に考へては、従来の経緯にかんがみまして、いろ／＼なむだな摩擦が発生して參る。従つてそういう政治的な接觸面であることを御考慮に入れて、いろ／＼御人選等もなさり、またすつきりした形態におつくりになることが絶対に必要かと考へるのであります。總裁は二十億ならぬ。五十億なら置かうかというように考へてなつておられるように伺つたのであります。少しお考え違ひではなからうかと突は考へるのであります。もう一度御意見を伺いたいと思ひます。

○長崎縣説明員 なるほどそういう点もございませう。しかしながら国鉄の道の建設以外の部面については、たゞいま黒澤委員からの仰せでございませうと、私におまかせくだすつて、その点は非常にありがたいのでございませうが、しかし私は、これは何も反駁する意味ではございませうが、国有鉄道の日常の経営というものは、私は決して政治に關連のないものと存じておりませう。その点につきましていろ／＼御注意なりあるいはあるいは御意見なりございませうれば、いつでも伺つて、これを參酌いたしまして私どもの仕事の改善に當るといふことは當然でございませう。さればこそ予算あるいは運賃というものが、国会の審議に上るのではなからうかと私は思つております。

建設線だけが決して政治に非常な關連があり、その他の部面が關連がないとは私は考へておりません。従いまして建設線なりといふことも同様に考へまして、摩擦があつてはなりません。現在の段階においては、そういう部局を設けなくとも、私なりあるいは副總裁なりの手で十分に御折衝がございませう。はい、か、かように考へておられますので、先ほど來のことを申し上げたのであります。しかしながらやはりこの量が非常に多くなると、どうしても私の手では間に合はなくなるので、そこで一つの部局を設けて窓口をつくるというところは考へなければならぬ、さうように存じております。

○黒澤委員 部局の論は、總裁がさういう御心境であれば、私もしいてこれとやか／＼申し上げる考へはないのであります。

今度は本年度の二十億の問題であります。同僚委員からすでにごひろうがございましたけれども、まだ少しおつしやうが足りなかつたように存じますので、私からも一言敷衍した御説明を申し上げておきます。実はこの二十億を増額することにつきましては、自由党の中では再三議論をしまして、どこのつまりが結局予算の修正案はそれでは御遠慮申し上げる、予算の修正を要するような決議案も一応遠慮するといふことになつたのであります。その内容として、今年度の具体線をお考へになるにあつて、さしあたり二十億のつもりであるけれども、最近の機会において必ずこれを四十億に増額する努力をすることをお互に了解しうじやないか、従つて新線をビツク・ア

ップされるときには二十億のつもりでなく、四十億のつもりで、金はあと二十億増し水がすぐおつて來るといふもので、新線を選定してもらいたうもの、こゝういふことでわれ／＼いきり立つておつた面々も妥協したような次第でございませうから、この氣持を一本腹に入れておいていただきたい。おそろく野党の皆さんも、先般全会一致で新線建設の御決議をいただいたのでありますから、われ／＼のかような氣持をお伝えすることにしたい。大して御異存はあるまいと存ずる次第であります。私がなぜかやうなことを申すかと申しますと、とかく鉄道の技術的な、専門的な角度から申しますと、この建設費の使ひ方をよくまじめに考へると——まじめにという言葉は語弊がありますが、ごく専門的角度から考へますと、もつと集約して使ひたい、つまり薄く広くいいては仕事にならぬという面が出來来る。その点をきつて考へると、二十億ではほとんど六線か七線しかできないことになつてしまつて、実は四十億の切つ先が二十億出たつもりでお考へをいただければ、そこにおのずからその新線のビツク・アツプのお考へも大分違つて参りますから、その点の呼吸をひとつ總裁は腹の中に納めていただきたいといふことを、御報告かた／＼お願い申し上げます。御報告かた／＼お願い申し上げます。私は大臣がお見えになりました上でもう一問いたしますけれども、以上をもちまして一応終了します。

○前田（郵）委員 私、もう一つお願い申し上げます。先ほどから總裁のお話に、まだ原案はできていない、これから運輸當局と合議

してやりたいというお話のようであつた。実は国土総合開發法案が通過してございまして、その裏づけとなる施行法案が今国会に提案されることになつております。それによりまして、日本の未開發地区を開闢するわけでありませう。これは先ほどお話し申し上げました通り、やはりそろばんにならぬ点もあるような場所が相當あるのではないかと考へるのですが、こゝういふようなところを開闢してこそ、日本のこの四つの島に均し込められてゐる人口問題を解決するとか、さういふような方法にもなるわけでありまして、ただいま日本全国で十九の特別地区を指定をいたしました。今度は施行法案を出して、港灣、鐵道、道路の開発をして、さうして人口問題その他の經濟開發をやらうというわけでありませう。この間私も政府當局に、ことに安本當局に質問いたしました。たとへば鐵道、港灣のごときも、この法案が通過すれば優先的にやるのだといふことになつてゐるやうであります。それで今回の路線の選定の際にも、さういふ点を御考慮に入れて、この十九の綜合開發特別地区を十分に頭に入れてひとつ案を立てていただきたい、こゝう考へておられますので、この点をあわせてお願いいたしたいと思ひます。

○黒澤委員長代理 淺沼君。

○淺沼委員 二十億に關連して……。今のお話を伺つておられますと、二十億の新設線の予算といふものは、つかみ予算といふことになる。要するに国有鐵道側においては、案自体は持たないで、内容は持たないで、まづ予算全体から二十億といふつかみ予算を出しておるわけですか。国有鐵道それ自体と

とどのようならみ合せになつておるのかという大わくができておるのである。そのうちの二十億が今度の予算に計上された。だからこの二十億でどのように鉄道建設審議会が決定せられるか。三百億程度の国鉄の案があつて、その中で自由にきめ得る、こういうことになるのだからと思ふのです。この点總裁にお伺いをいたしたい。

○長崎説明員 それほどまではまだ行つていないのであります。もつともつと茫漠たるものであります。だから決して淺沼委員の御心配になるような、私が委員になつておることについての問題は、委員会の構成の問題でありまして、これは議会で御決定になつたように拜聴いたしておりますので、何とも申し上げられませんが、決して委員を拘束いたしません。私が委員の中に入つておるからといつて、自分の意見の固執に努力するといふつもりはあります。私はむしろ黙して傾聴しようと考えておるのであります。私はたつた一人です、多数の方がおられますから、いくら私ががんばつても、いけないものはいけないときめられるのであります。それは御懸念がないと私は思います。

○瀧尾委員 私は監督局長の御答弁ないし長崎總裁の御答弁に対して、御質問を申し上げたい。第一、監督局長のお話は、私は法律の精神に違反しておるように感ずるのであります。と申しますのは、これは法律論を聞きたいので、政治論は別であります。今淺沼さんも言われたが、審議会は本蔵省に当つたらしいのじゃないか。大いに當つたらよろしい。だからそういうことも

第四條の三項に「新線建設ニ関シ建議スルコトヲ得」と書いてありますから、その面では大いに政治力を持つて、自由奔放に動いていただければよろしい。しかし審議会がそのプロパーの機能を法律によつて發揮する面は、別個の問題であります。その機能を發揮する面に即して言えば、今の監督局長の説明では、御自由にその点についてお述べになつてよろしいというお話があつたのであります。私は決して自由でないと思ふ。審議会は国鉄の總裁が原案を出しまして、認可を申請した原案に即して可否を決するのみであつて、それに対して自由な案のさしかえはできない。そういうことをやるのは、建議することができるのであつて、諮問にこたえるための建議をいたしますことは、嚴格に總裁の提出した原案に限られ、この範圍を逸脱することはできないと思ふのであります。これらの点について当局において、議員側においても、非常に誤解がある。これはまことに国会の名誉のために私は惜しむものである。でありますから總裁が御答弁になりましたことも、実に奇怪であると思はれておるのであります。總裁は委員の一員として御出席になつておる以上、自分の原案を極力支持されるのが当然である。

それをしないのなら、何のために委員になつておるのかわからない。單に呼び出されて、質問を受けるという立場でなく、原案をつくつた總裁の意思が徹底するように、委員のメンバーの一人に特に加えて、その間に隔意のない討論ができるように、總裁を委員に加えたものだと考えておるので、遠慮されるような御答弁をなさることは、私の了解したいところである。どういふわけであらう御心境なのか、お伺いしたい。かような議論が出ますからこそ、私は五十三條の規定に照し、一体新線建設の方式をどういふふうにするべきかということについて、思想の混淆があつてはならぬ。この点について大臣の臨席を得て、もう一度お尋ねする決心であります。

○岡田(五)委員 瀧尾委員の質問を承つております。私ははなはだ不可怪なものであります。実は昨年の八月でございまして、鉄道敷設法一部改正によりまして、鉄道建設審議会を置く場合に、私提案者の一人といたしまして、十二分に説明いたしました。しかも公共の福祉を増進するために、運輸大臣が建設につきましても命令を發するといふ国鉄法五十四條の解釈に基づきまして、運輸大臣が建設につきましてもインシアチーブを持ち得ることができ。こういう解釈のもとにおきまして、運輸大臣が国土総合開発の大きな国策的な見地からいたしまして、どこそこ建設線を敷きたいと思つたときにも、国鉄總裁の上申あるなしにかかわらず、大局的な見地に立ちまして、鉄道建設審議会に諮問して、その答申を経て運輸大臣が国鉄總裁に、これこれの建設をするようにという命令を出し得る場合と、それから国鉄法に明記してありますように、国鉄總裁が建設線をきめまして、運輸大臣に許可を受けて、上申して来た場合にも、また鉄道建設審議会に諮問する。はつきりこういう二つの場合を考えた。そのよるところの法的根拠、解釈といふものは、その当時政府委員も同じ意見であり、提案者たる私はかような確たる信

念をもつて法案を提案し、皆さん方の御了解を得て、しかも満場一致で決議いたしましたこの法案を、今に至つていふ云々するがときは、はなはだ遺憾にたえないのであります。もう一つは、淺沼先生が言つておられました資金の問題であります。もちろんあの当時の審議会の構成内容は、これを予期いたしました。第二項に資金その他の關係につきまして關係大臣に建議するといふ文句を入れたのであります。たゞ御承知のように、八月にこの法案が通りまして、委員の任命、また任命した委員がある政党内事情のために交代するといふようなことと、運輸省にどのような事情があつたかもしませんが、いまだそのことが進まない。しかも予算編成の事務が着々と進んでしまつたところ、先ほども瀧尾委員が言われました四十億という案も、建設審議会の決議案という形をとつて、大蔵大臣にたつて行くとこの段階まで行かなかつたといふところ、時間的のずれがあつて、私は審議会の運用につきまして多少疑問を持たれることもやむを得ないと思ふのであります。以上瀧尾君の意見を聞いておりました。同じ党に所属しておる私とはいひながら、はなはだ不満足に思ひますので、立つたわけでありまして。かような質問は時間の關係もありまして、何とぞやめていただくたいと考えます。

府の方針である、こういう希望を添えられまして発言があつたと思ひます。總裁は審議会の一員だといふことでございまして。審議会という諮問機關の委員としても、大臣よりの任命を帯びて出ておられると思ひます。どういふような方向に意見が一致せられ、審議が進められているかといふことについて、一応當委員会に御発表があつてしかるべきだと思ひますが、その点はいかがでございませうか。

○長崎説明員 今、瀧尾委員から審議会の審議の模様はどうかといふお話でございまして、私は去年の八月の末に總裁になりました。當然審議会の委員でありましたが、爾後審議会が開かれたことがございせんので、私は一向何も存じておりません。

○瀧尾委員 先ほど坪内委員の御発言の中に、選挙を前に控えて大分血の雨の降るような状態である、脅迫的な発言がありました。總裁がおびえておられるのではないと思ひます。そういうものにおびえずに——これでは無責任だと思ひます。予算がすでに計上されて三月も半ば過ぎて四月が目前に迫つておる。淺沼委員が言いましたように、基幹予算でまだ内容がきまつていない。キロ数は幾らだといふことはわかっている。総合開発の立場から何キロの新線を建設するといふことだけしかきまつていない。こういうふうな御答弁だと思ひますが、まことに遺憾ではないかと思ふ。その点はいかかなものではないか。少し與党に脅迫されていらつしやるのはございせんか。

○長崎説明員 ただいまの御紀要はまことにありがたく拜聴いたしました。決して私は政界を離れずといふ意味

ではございません。政界は大いに尊重しなければならぬと思ひます。国会はむろんのことです。従ひまして御意見は尊重いたしますけれども、脅迫というようなことはあり得べからざることであると思ひます。そういうお話は私は聞かないことにいたします。

○柄澤委員 それでは次の質問に入りますが、もちろんこの予算をお組みになりまして許可を大蔵省から運輸省としておとりになったと思ひますが、その根拠はもちろん国鉄の当面者でありますところの皆さんの調査その他を根拠にしたものだと思つてゐるのでございます。新線建設というものは全国民の要望でございまして、北海道などは明治年間から新線をつけてくれというところがあるでございまして、しかし私どもとしては一点大事な問題として承りたいのであります。これは大臣がおいでになりますと非常にけつこうだと思つてゐますが、公共の利益というところが中心になつて進められるとするならば、今度の日本の新しい情勢のもとで、根本的にここでひとつ、党内の選挙前に血の雨を降らせるような争いとまた別に、もう少し真剣に血の雨を降らせて、日本全体で考えなければならぬような問題に当面してゐるのではないかと思ひます。行政協定の第七條に、合衆国軍隊は、公益事業とか公共の役務を利用する権利並びにその利用における優先権を享有する権利を有するところとございまして、あらゆる公益事業及び公共の役務を利用する優先権を持つ。今われ／＼が審議し、また多年ここで終戦後の念願として要求されて来ましたのは、日本の国民の公共の利益、日本の地方の公共の利益であつたはずでございまして。ところが新しい問題として行政協定の第七條に、それらの公益事業、公共の施設その他役務まで含めまして、優先的に合衆国軍隊がこれを享有する権利を持つ、あるいは軍事基地施設、それらの隣接近傍まで含めましてその膨大な地域に對して出入するところのあらゆる権利、権力、権能を持つというやうなことがうたはれて参りまして、その一つに当然国有鉄道も該当するの種になつてゐるわけでございます。その点をひとつ明らかにしていただきます。それはあなたの方でできるのではないと言へばそれでいいのであります。行政協定には明らかにさううたはれてゐる。さうだとすれば先ほどお出しになつた血の雨を降らせて、だれがために一体新線建設を一生懸命にやるのかという問題と、非常に重要な関連を持つと思ひますので、ひとつ總裁としての行政協定第七條に關しますところの御見解、それに国有鉄道が該当するかどうか。あるいはどういふ心構えを持つてゐるのかについて、御見解を發表していただきたい。

○長崎説明員 ただいまの柄澤委員の御質問は、先ほど坪内さんからの御質問と非常に関連があるやうでありますから、一括して坪内さんにもお答えを申し上げます。

行政協定に基くわれ／＼の方の關係、これは先ごろ何日でしたかの新聞にも私發表しておいたのであります。が、まだ今日では議和條約は発効いたしておりません。従ひまして行政協定もまだ効力を發してゐないわけござ

います。すでにこういう状況になるというのを予測いたしておりました。同時に現在ありますアメリカ軍とわれ／＼の方との契約關係、これは三月三十一日で切れてしまふのであります。そこで一日から一体どうするかというところで、双方話し合ひをいたしまして結果、ほとんど一とんどでなくまつたところ、対等の形で向うで現在接收いたしております車両その他を返す、またRTOのようなものもやめてしまふということになりまして、日本人と同じやうな形で列車を利用するというところに根本の精神は相なつております。しかしながら向うの人は減るわけじゃないのであります。臨時列車なり何なりを動かさなければいけませんから、當分の間實際の形としては、現在ございまして専用の列車を臨時の急行列車といたしまして運転をいたします。しかしそれに余裕のあります限りにおいては、日本人もあの列車に乗つていただくという考え方で契約がほぼでき上り、署名をいたすばかりになつております。その契約の中には、まだ占領下でありますから、いささか對等でない面がございまして、その根本契約は議和條約が発効いたしますれば、そのうち部分だけを直しまして、すぐ継続して行けるやうなことになるかと存しております。今の段取りはそこまで参つております。

○坪内委員 関連して……。ただいま總裁のお話につきましては、運輸大臣を初め總裁から御答弁をいただきたいと思つておつたのであります。が、たまたま御答弁がございまして、さういふことになると、これは行政協定の

關係もありませんが、従来占領下に置かれた国鉄の行政面におきまして、いろいろと意のごとくならなかつた点もあらうかと思ひ、さらにまた国民に對してある程度不便をかけたと思はれる点もありませんが、さういふことになる、今後は国鉄の運営が従来占領下に置かれたときよりも非常にスムーズに行つて、国民に與える影響のいい、また国民も便利である、いくらか緩和されて来たというように解釈していいかどうか。あるいは行政協定その他の關係、あるいは国内事情がさういつた立場でかわつて参りますので、さらにさういふ点を国民ひとしく心配いたしておりますので、この際その辺の模様をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○長崎説明員 きゆうくつだとか何とかいう面は、大体において私はないと思ひます。非常に明るくなるのではないかとと思ひます。ただ向うとしましては、こちらと向うの慣習が非常に違ひます。たとえばレディースに対する作法でありますとか、車中における秩序の問題でありますとかいふやうな問題で、多少かわつてゐるところがございまして、さういふ点を向う側でも非常に心配をいたしております。一般旅客と一緒に混乗することに相なりま

うな仕組みになつておりますけれども、国有鉄道の従事員の中ではさういふ者も非常に少ないので、それらの点についていささか心配をいたしております。ことに向うから要望いたしておりますことは、これは設備の点もござい

ますが、同時に日本人との慣習の相違でございまして、いろいろ衛生上の問題でありますとか、あるいは酒を飲む問題でありますとか、そんなことでこれは何も日本人だけが悪いというのではなくて、向う自體の兵隊が酒を飲んだというやうな場合において、どういふ事態になるかといふやうなことをむしろ向うの方で心配してゐる点もございまして。そこでこれは非常に意識的でございますけれども、先ほど申し上げましたやうに、現在あります専用列車往復六本でございまして、それは當分の間できるだけ向うの人に乗つていただく、さうしてそれには相當に整備のできるやうな方法にしまして、日米相互のお客さんの間にコンプレッションのないうにしたいといふことを考えております。きゆうくつだと申しますと、これはまだやつてみなくてはわかりませんが、実は今度は今申しましたやうに、普通のお客さんと同じやうな切符を買つて参りますので、今までは乗つてもらわなくても、あの列車を動かすとか大體幾らというふうにな金を頂戴しておりますが、今度は實際乗つた人の人数で頂戴しますので、どうもお客さんの面では今よりも少し損になるのではないかとさういふふうに考えております。これはやつてみなくてはわかりませんが、別段さうきゆうくつだとか何とかいふやうなことはありませんが、ただ相互の習慣の相違その

他で多少きゆうくつだといえはきゆうくつですが、あの列車に乗つたらできただけ向うの習慣に従つていただき、こゝろふに考へておりましたで、その点はきゆうくつだといえはきゆうくつでございます。

○坪内委員 総裁の御答弁で了解いたしました。向うさんの軍隊に対する取扱ひにつきましては、今総裁のお話の通り風俗、習慣、また生活様式が違ひますので、そういう点においては国鉄も十分御考慮くださつておることと思ひますが、われ／＼が外国に旅行いたしましたも、やはり土地の事情に非常に暗い關係で、そういう土地の事情について十分ひとつ土地の者以上に親切にして當るということは、國際的な關係からいつても申すまでもないことでございますので、そういう点には十分な考慮を拂ひ、またわれ／＼國民も大いに御協力申し上げなければならぬ、かように考へております。

次に財源の問題についてであります。占領下におきましては、今総裁のお話もありましたようにいろ／＼なとりきめによつて、あるいは終戦処理費その他によつて、国鉄の面にあまりプラスにならなかつた点もあらうかと思ふのでありますが、今後はそういう国鉄の財源について、アメリカ人も日本人同様の料金を拂ふということによつて、相当プラスになると思うのであります。それはどういふ程度のものであるか、この機会に参考までにお尋ねしておきたいと思ひます。

○長崎説明員 先ほどちよつと触れましたが、現在でも別段あれは無料運輸送いたしてゐるのではありません。やはり専用車は、普通の運賃ではござ

いませんが、専用の実費を頂戴いたしております。汽車が動いても動かなくても頂戴する。走つたらこれは幾らというふうな、中にお客さんが乗らうが乗るまいが、そういうことは關係なしに頂戴いたしております。お客さんの面では先ほど申しましたようにそういうものであつたのが、今度は實際乗つた人からは料金をもらふ。大体お客さんというものは片道輸送が多いのでありまして、片道はからで走つてしまふということになりますから、お客さんの方は現在よりも多少損になるのではないかと考へております。それから荷物の方は、これは現在でもやはり実費でございますが、その実費をもらつておたふたふた計算しまして、今後お損の行かないように運賃を頂戴することになつております。と申しますことは、御承知のように貨物にはいろ／＼な等級がございます。その等級を見るためには、これまで向うはこつちといろいろ違つたものがたくさんあります。また内容的に、一々それを開封して見るといふふうにも行かないものがございます。しかし爆発物であるとか、あるいは石油であるとかいうような特殊なものについては、これは日本の従来の普通の運賃と同じように頂戴いたしております。それからその他のものについては、三級と四級の間のものもすべて全部計算するということにしておりますから、これはちよつと損が行かないことになつております。ただ今申し上げたようにお客さんの問題は、現在よりも少し損になるのではないかと考へております。

○坪内委員 詳細な国鉄総裁の御答弁で、よく了解するところであります。が、私が先ほど申したきゆうくつになるのではないかとつくまはしては、現に四月一日から——私は長崎県であります。佐世保の關係は軍がこれをあらゆる角度から高度に利用します。で、いまだかつてなかつた急行が二本、四月一日から佐世保に通りこすことになるというふうなことも聞いております。その中で、そういうことも聞いておられるので、そうなりますと、現在の国鉄の輸送量からいまして、国全般の關係から見て、そういう今までのことになりまして、国全般の國鉄の運賃から、他にも影響を及ぼすのではないかと考へて、きゆうくつになるのではないかと考へたのであります。そういうことは國鉄の操作によつて、他に影響なくバランスがとれて運賃がでるかというところを、ひとつお尋ねいたしたいのであります。

○長崎説明員 先ほど申しましたように、現在も軍専用列車としてあるので、それを返していただきたから、専用列車でなしに、臨時急行というところと規律してあると思ひます。しかしながらそれをできるだけ向うの人に利用していただく、大體利用率が八〇％ないし九〇％ですから、一割ないし一割五分くらいのは余裕があるのではないかと考へます。それに日本のお客さんでもできるだけ収容するというところでございます。ちよつと、むしろきゆうくつでなくて、ほとんど目に見えないくらいですけれども、御利用いただければそれだけ楽になるということでございます。

○岡田(五)委員 鐵道の新線建設の問題から、大分はかの方へおられて

うでございますので、私は鐵道の新線建設の問題につきまして、ごく簡単に尋ね申し上げたいと思ひます。それで新線建設關係の議題は、次にお移りいただいた方が議事進行上ぐあいがいかに思ひますので、先にお尋ねいたします。

○新線委員 いや私の質問は新線建設に關連してあります。

○岡田(五)委員 それではどうぞ。

○新線委員 新線建設に關連してやばり発言してゐるのでございまして、新線は日本國民の公共の利益ということにやられるようなことのないことを、國民は要望してゐるわけでございまして、そういう観点から具體的な事實を申し上げますが、たとえばRTDがなかなかならないとお話でございしましたが、しかし實際國政調査に昨年北海道へ参りましたときに、私、東室蘭の操車場、東室蘭の駅長にも参加していただきまして、操車場の状況や輸送の状況についてお話を聞いたことがございまして、そのときに輸送を實際に担当しております人たちの話したところでは、前だれかけの國有鐵道になつたという建前から、貨物を一生懸命集めて——國有鐵道が商売人になつたというので集めても、貨車がまわつて来ない。つまり駅長は二人ある。東室蘭駅長と、もう一つ別な駅長がある。そして東室蘭の駅長の方は、一生懸命前だれかけで貨物をとる。ところが貨車をとる権利がない。それはだれが握つておるか。輸送長というものがちやんと北海道から北海道の中央にいて、その命令でもつて全部の貨車の配置が握られて

いる。だから國有鐵道は、前だれかけにはなつたけれども、さつぱりサービス機關ができません。こゝろふに話がありました。このことは北海道だけではなくて、全日本で平和産業のいわゆる貨車をまわしてやりたいというふうな要望が、特に關西あたりから當委員会の各委員の手元に参つておつたことは、私も一委員としてかつて知つておりますが、そういう状況が、ただいま長崎總裁の御答弁によりまして、たいへん對等になつて明るくなる見通しがあるということでございますが、行政協定の、あらゆる公益事業及び公共の役務を利用する權利が優先的に向うにある。今後は占領軍ということではなしに、こちらが頼んでいもうのだからでございますから、そういう形になりましたときに、はたして總裁の言ひ通りに明るい見通しが持てるかどうか。もつと日本人がほんとうに自由に貨車を使えるようになるのかどうか。そういうことが確實にならない限り、公共の利益の目的でもつて新線を架設するということに二十億の予算が組まれても、日本の國民の公共の、實際今まで行き詰まつておりました貨車不足というやうな問題や、天然資源の開発の問題とどう結合して行くか。これは根本の問題ではなからうかと思ひます。

○長崎説明員 長崎總裁は明るい見通しとおつしやつたのでございますが、輸送長がしつかり握つていまして、ちよつと貨車の輸送というものが、北海道の場合なら石炭が非常に大きいのでございまして。これは道民の暖房用炭といつて握りながら、北海道には落ちないで、全部室蘭に行つてしまふピストン輸送なんというのをやり

まして、貨車は民間にまわつて来ない。これは長崎總裁よく御存じのはずでございます。そういう点はどういふふうに具体的に解決されるのか。

○長崎説明員 お答え申し上げます。

ただいまの振澤委員の御質問、私にとわかりかねるのですが、何か進駐軍の軍と貨車の模様との関連があるような御質問にも承りますし、そうではなくて、われ／＼の方の設備自体が非常常に貨車のまわりが悪い、そういう御質問でありますが、どちらであるかわかりませんが、進駐軍の輸送にとつて著しく日本国有鉄道の輸送状態が混乱に陥つた、しかも常時そういう状態であつたというようなことはございません。ただ遺憾ながら国鉄の貨車の数なりあるいは列車の数なりが、十分に間に合いかねまして、滞貨が非常にふえたという事実は率直に私は認めます。今日では当時と違ひまして、ほと

政府を代表します者ととの間の契約關係
という事に相なりますから、その点
は御懸念のないようにお願いいたしま
す。

○岡田(五)委員　鉄道建設線の直接的な問題につきまして、私は簡単にお尋ね申し上げたいのでございますが、先ほど来鉄道の新線建設につきまして、一般論あるいは具体論につきまして、詳細に同僚議員から質問がありましたので、私の質問はただ一、二点にとどめます。まずお尋ねいたしたいことは、最近工事費が非常に高くなつて参つておるのでありますが、大体一キロ建設するのにどのくらい予算がかかるのか。私は大体五千万円くらいと聞いておるのでありますが、さような含みをもつて二十億の予算を考えてみる必要があるかどうか。簡単でけっこうであります。御答弁願いたいと思ひます。

○長崎説明員 新練一キロどのくらい
 できるかという問題は、これは岡田
 委員御承知のように場所により、所
 よりいろいろかわるのでございます
 が、ただいま岡田委員から申されまし
 たような程度のお金を見ておけば、まず
 まず大丈夫だと思えます。

○岡田(五)委員　そういたしますと、一キロ平均概算五千万円と見ますると、二十億といえますれば大体四十キロになるわけであります。四十キロといえますと、大体駅間平均六キロといえますと、七箇駅程度の新線しか建設できない、こういうことになるのであります。こういうことからして、先ほど来これが二十億は少い、四十億でなくちやいかぬ、あるいは八十億でなくちやいかぬ、百億であるという説が

出るのは当然であると私は考えるのでありますが、つらく考えてみますと、ただ七箇駅程度の新線しか望めない。しかるに全国を見てみると、四十七、

八練の未成線と称する、いわゆる路盤のできているところ、あるいはトンネルの一部できているところが、全国各地方に散布されておるのであります。これがまた先ほど坪内委員が言われるように、政治的基盤といえまするか、パツクをもとにして非常に陳情が多いのであります。こういう事態から、坪内委員はちよつと表現が強かつたようであります。血の雨を流すがごとき事態が起りはしないかということが心配されるのであります。かような事態から考えますと、国鉄総裁が具体的な線を選定せらるるにあつて、どういふ大局的な見地から——いかなる重大決意をもつて、鉄道建設審議会に提供される資料にあげられる線路を選ばれる

○長崎説明員 新線建設の問題は非常に難問題であり、ことに長い間やつておらなかつたものを始めるのでありますから、ここで一步を踏み違えると、

先で千歩の差になるということをも十分考へております。もとより一般の輿論、政治上の見解、それらも参酌いたさなければなりません。同時にまた私は国有鉄道の運営をまかせられておりますから、その運営がうまく行くようにも考えなければならぬ。御注文が非常にたくさんございます。ございますが、それらももう就任後六箇月にもなり、大分わかりましたから、近くとりきめまして、よく運輸大臣のお話も承つて、そうして実行して参りたい、その間において私は決して自分の所信をどこまでも通そうとは思いません。思いませんが、大きな筋は誤らないように、ただ單なる陳情やら何やらにおびえてとかいうことは決してございません。

ようなことから行きまして戦争中、あ
るいは撤去、転用だと称してほかの方
に持つて行き、新線建設をどん／＼や
つた。それでやるべきところはやり盡

した。当時の日本の経済力等にとらみ合してみると、やるだけのことをやつた、残されておる線はその当時の日本の国力、また戦後の日本の経済力の事情からして、延ばすものは延ばし、日本の当時の緊急性、重要性からいつて、延ばすほどでもないといふところとまつておるのが現状ではないか、静かに考えるところいうように私は考えられるのであります。すなわち経済的効果を最も量的に時間的に發揮する線は、相当戦争中に延ばし切つておるのではないか、こういうようにも考えられるのであります。現在の国鉄の未成線四十八線が、時間的に資源的に日本の経済に効果的な線のほとんどであるかどうかといふ点を、既述

的であります。お尋ね申し上げたいのであります。

○長崎説明員　今の御質問の問題につきましては、先ほど来御趣旨において同じような御質問があつたようでございますが、なるほど四十八線、これは滑り手して未完成のままに残つておるものもございます。それに比較いたしまして、それをも乗り越えて緊急性のあるものはないかということでもあります。これは必ずしも否定することでもありません。今度の予算で緊急性のあるものをやるかやらないかは別であります。別であります。四十八線よりも早くやらなければならぬような線も私はあるのではないかと存じております。

○橋本委員　鉄道関係の工事だけでは

ないのでございますが、あらゆる工事
に関して、政治的なことが問題になつ
ておるわけでございます。国有鉄道と
しては、今度の新線関係の建設につきま
して、一時定員法などによりまして、
部局の改廃、行政整理等によりまして
人員を減らし、技術者等を減らして
おるといふような今までの状態のまま
で、この新線建設をおやりになるの
か、あるいはその点も補充なさつて新
しい部局をつくり、あるいは定員もふ
やしておやりになるのか、この点につ
きましての御答弁が伺いたないのでござ
います。

○長崎説明員 その点先ほどお答え申
し上げたのですが、現在のところ部局
をふやすとか、人の数をふやすとかい
うことは考えておりません。

○柳澤委員 それでは国鉄当局は、こ
の工事を手がけないのでございます
か。

○長崎説明員 私のところではいたしま
す。

○柳澤委員 現在手持ちの人員と技術
者でおやりになりましたときに、非常
に労働強化その他が出て来ると思いま
すか……。

○長崎説明員 御懸念に及びません。
私責任を持ちます。

○柳澤委員 あなたが線路を直すので
はないのですよ。あなたが工事をおや
りになるのではないのですよ。非常に不
謹慎なことを言つて、さつきから黙つ
ておられます、進駐軍関係で日本は何
も損害を受けていないと言つておる。

どれだけ労働者が苦しんでおります
か。どれだけ労働強化で徹夜でこき使
われておりますか。あなたは戦争中に
は人よりも物だということで、戦争の

輸送に協力され、櫻木町事件後總裁と
しておいでになつた方だ。輸送の点で
は自信があまりになつたと思ひます。し
かしあなたに自信があつても、やるの
は労働者です。北海道のあれだけの震
災につきましても、徹夜で労働者がや
つておる。それを復旧するだけでも今
後雪解けでたいへんです。橋梁は落
ち、線路はずれ、それだけでも人員を
むしろふやしてもならなければならな
いと思つておるのに、二十億の新線建
設を私の責任でやりますと言つてお
る。櫻木町事件で加賀山さんがいくら
泣いてあやまつても、処罰されるのは
労働者ではありませんか。だから私は
その点で長崎總裁がほんとうに責任を
持つて、首を掛けておやりになるとお
つしやつても、運輸委員の一人として
そういう無責任な答弁では納得できな
いのであります。

○黒澤委員 長代理 新線建設に關する
件はこの程度にとどめまして終りま
す。

○黒澤委員 長代理 次は海上保安庁法
の一部改正につき政府より説明を求め
ます。柳澤政府委員。

○柳澤(米)政府委員 海上保安庁とい
たしましては、このたび今までの一般
機構の異動を多少いしたいと思ひま
す。そのほかに第二点といつたしまし
て、海上警備隊というものを設けた
い、かように考えておるわけでありま
す。

海上保安庁といつたしましては、現在
約一万三千人の人間と大体五万トンの
船舶とを持つておりますし、沿岸の各
地に航路標識を施設しております関係
から、これらに對します経理、補給関

係の事務が、仕事の性質上非常に複雑
化しておるわけでありまして。このため
に今まで総務部にありましたこの部分
をわけまして、新たに経理補給部を設
置したい、こういうふうに考えたわけ
であります。

またわが国は終戦以来、航空機の保
有が禁ぜられておつたわけでございま
すが、沿岸の哨戒のために巡視船と協
力してこれを併用いたしますと、お互
いに短を補つて十分業務の遂行が期せ
られるわけでありまして、この保有
を希望して参つたのでございまして、
平和條約の効力が発するとともに、こ
れらの実現を期したいというふうに考
えておりますので、この点につきまし
て必要な規定を加えたいというふうに
考えておる次第であります。

そのほか従来海上保安庁におきまし
ては、次長と警備隊難船相互間の権限
がやや明確を欠いておつたところがご
ざいますので、その所掌事務を改正い
たしまして、英語を用いて失礼であり
ますが、アドミニストレーションとオ
ペレーションの二つのものにわけまし
て、この機能の調和をはかりたいとい
うふうに考えておるわけでございます。
なおそのほかには御承知の海難審判
理事官というものがございまして、こ
の所掌事務をこの特殊な性格に適しま
すように全国的に統制せしめる機関と
いたしまして、海難審判理事官という
ものを設置したいというふうに考えて
おります。

その次に海上警備隊について御説明
申し上げたいと思つたのであります。申
すまでもなくわが国は海に取囲まれて
おりますので、海によつて生活する国
民の数はきわめて多く、海運業あるい

は水産業等は、わが国の主要な産業の
分野となつておりますが、その半面に
おきまして海はわが国が外国と接し
たします唯一の場所であるのみなら
ず、前大戦の結果、外国領土がわが国
に非常に接近して参りましたために、密
輸、不法入国等により海上の秩序を乱
されることはまた非常に多い。従いま
して海上における人命、財産の安全を
保護しまして、平和産業の発達に資し
ますとともに、海上の治安を確立し
たしまして、犯罪その他海上の秩序を
乱すような事態を予防いたしますこと
は、国家といたしまして果さなければ
ならない任務だと考えるのでございま
す。海上保安庁はかような責務を達成
いたしますために設置せられまして、
約四年たつておりますが、平和條約
の発効とともに、みづからの手によつ
て沿岸の水域における安全を期したい
と考えますので、これをいたします
のには、海上において大きな災害等が
起りましたときに、緊急に對処できま
すように訓練をいたしました機動力の
ある海上の予備勢力を持ちたいと考
えておるものでございまして、このため
に海上警備隊というものを設置いたし
まして、でき得る限り態勢を整えて行
きたいと考えております。この海上警備
隊と申しますものは、海上における人
命及び財産の保護並びに治安の確保の
ために、緊急の必要のあります場合に
おいて行動を行う機関でございまし
て、その任務は海上保安庁の所掌事務
の範囲内に限られておるのでございま
す。

海上警備隊は、その内容を申し上げ
ますと、總監部というものを中央に置
きまして、二、三の地方監部を現地に

置きまして組織したい、これは現在
の海上保安庁の付属機関として設置
したいと考えておるものでございま
す。その職員は定員は六千三百八十人
といふことに相なつておりました、海上
警備官その他必要な職員を置きたいと
考えているわけでございます。海上警
備隊の職員は、一般の行政機関に勤務
する職員と異なりまして、勤務は海上
にあるわけでございますが、陸上の勤
務者につきましても、原則として一定
の宿舎に居住させたいというふうな勤
務態勢をとりたいたいと思つたのであ
ります。また職員はその勤務の状態から、
ある程度の年齢の制限もしたいと考
えておりました、これらの特殊の條件に
服するものでございまして、これを
國家公務員法上の特別職といたしたい
と考えているのでございまして、従いま
してこの特別職のために、人事管理に
關する規定を法令の中に盛り込んでお
るわけでございます。すなわち海上警備隊
の職員の任命権者、欠格事項、階級、
任用、敘級、分限、懲戒、服務等に關
する規定を設けまして、職員に反
する処分がありましては、またこ
れは公正審査会というものを設けまし
て審査請求の道を開く、こういうふう
な規定を設けておるのであります。

また海上警備官に對しましては、海
上におきまして職務を執行する必要
上、海上保安官に準じまして、立入り
検査権、あるいは一部の武器の携帯及
び使用を認めております。また同時に
刑事訴訟法上のいわゆる緊急逮捕の権
限もこれに與えておるのでございま
す。職務遂行の万全を期したいため
に以上の措置をとつておるのでござい
ますが、なお海上警備官のうち、部内の

秩序維持の職務に従事いたします者に
対しましては、必要の限度の司法警察
権を與えまして、海上警備隊の内部規
律を維持して行きたいと考えておるの
であります。

最後に海上警備隊の職員に対しまし
ては、一般の国家公務員の例になら
いまして、労働関係の法規の適用を除外
いたしますとともに、その船舶につ
きましては、船舶の構造及び運航上の
特殊性から、船舶安全法及び船舶職員
法の適用を除外いたしまして、また移
動無線局につきましても以上と同じよ
うな理由から、電波法の一部の適用を
除外したいと考えているものでござい
ます。

以上が海上保安庁法の一部を改正す
る法律案の提案理由の概略の説明であ
ります。

○黒澤委員長代理 本日はこれにて散
会いたします。

午後零時五十七分散会